

NAKAKANNO FORUM

中野フォーラム | 2016 JANUARY | 中野公認会計士事務所

年頭所感

人事一考

税務相談室

国境を超える役務提供の消費税課税の見直し

相続税入門

知っておきたい相続税 第3回 ~遺言~

業界羅針盤

社会福祉法人制度の改革

Topics

ふるさと納税制度の拡充

ワンポイントアドバイス

所得拡大促進税制 (法人の場合)





年頭所感 人事一考

所長 公認会計士 中野 雄介

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は日本人二人がノーベル賞を受賞し、日本にも世界に誇る優秀な人材がまだまだいることを再認識しました。しかし、中小企業を取り巻く人材環境は決して楽観視できるものではなく、今後益々人材確保は困難になっていくでしょう。

第一次安倍内閣が誕生した時に「お友達内閣」と揶揄されたことがありました。一国を背負う閣僚が能力よりも総裁選への論功を重視して選ばれていることへの批判ですが、人材難である時こそ、広く優れた人材を確保する努力を怠ってはなりません。

特にリーダーは自分の言うことを聞くイエスマンだけで周りを固めると、居心地はよいかもしれませんが、組織全体の正しい状況を把握することが困難になります。リーダー自身に洞察力、問題対応能力や突破力があればまだよいですが、そうだとでも一人でできることには限界があります。折角チームで事に当たるわけですから、広く適任者を探すべきでしょう。逆に、洞察力や問題対応能力、突破力のないリーダーに限って前例踏襲、波風を立たせないような和気藹々のお友達クラブに終始し、そもそも有能な人材など探す気がなく、探すための人脈もないということが多くないように思います。少し周りを見れば適任者がいるのに、自分にとって口うるさいとか、自分より実力があるからということで敬遠するようではリーダーとしての資質自体が疑われるというものです。

気心の知れた同志とチームを組んで事に当たること自体は決して悪いことではありません。むしろプラスに働くことが多いでしょう。ただしその前提として、それぞれに役割分担を遂行するにふさわしい能力が備わっていることが不可欠です。

さて、とは言うものの有能な人材はどうすれば見つかるのでしょうか。これは中小企業にとって永遠の課題であり、直接的な答えはないのかもしれませんが。しかし、先述の内向きリーダーは問題外として、少なくとも次の三点は抑えておく必要があるのではないのでしょうか。

まず、内部に拘らず外部にも目を向けることです。例えば、既存事業を収束させて新規事業に打って出るときに、既存事業の人材を生かすことに囚われすぎて、あるいは波風が立つことを恐れて、社外に目を向けることに躊躇していないでしょうか。

二つ目は、日頃から幅広い分野の人材と交流を持ち情報収集しておくことです。自社のことしか知らないと、隣の芝生が青く見えて自社の人材を過小評価しがちです。他社の情報や世の中の情勢を知ったうえで適任者を探すべきです。

そして三つ目は、自己研鑽を怠らず自らあるいは自社を魅力あるものにしておくことでしょう。表面的に良く見せたり、リクルートで媚びることはありません。自己研鑽に基づく本当の魅力を高めることです。表面的に取り繕うだけでは長続きせず、かえって労力・コストが無駄になりかねません。

よく考えるとこのことは、最近の事業承継にも当てはまるのではないのでしょうか。昨今は、身内や社内に後継者がおらず、M&Aや外部から経営者を招聘することも身近になってきています。また、事業承継の基本知識と備えがなければ突然の事業承継でヒト・モノ・カネのどれかで躓いてしまいます。そして何より後継者にとって魅力ある会社でないと見向きもされないという現実です。

企業の継続はまさに人の問題です。人材難の時代に遅く、そしてしなやかに生き抜いていけるよう自己研鑽を怠らず、自社の魅力に益々磨きををかけて頂けたらと思います。



国境を超える
役務提供の
消費税課税の
見直し

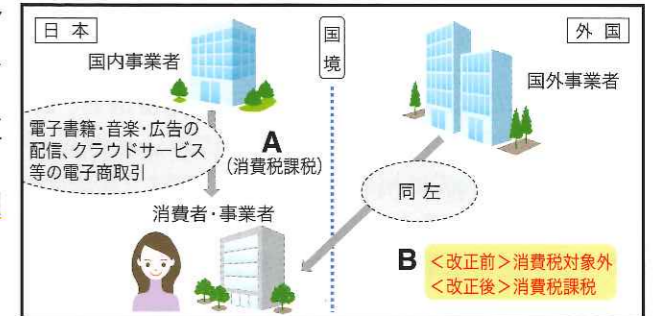
米国のアマゾンが配信する電子書籍や音楽を購入しています。
最近消費税の取り扱いが変わったようですが、その内容を教えてください。

1. 電気通信利用の役務提供(電子商取引)に係る消費税課税の見直し

国内事業者と国外事業者の競争条件を揃える観点から、インターネット等の電子商取引に対する消費税課税の判定基準が、役務提供を行う者から役務提供を受ける者に改正されました。

右図の場合、国内取引Aは消費税が課税されるのに対し、改正前は外国からの取引Bは課税されず、国内事業者が不利であるとの指摘がありました。そのため、改正後は外国からの電子商取引(取引B)にも課税されることになりました。

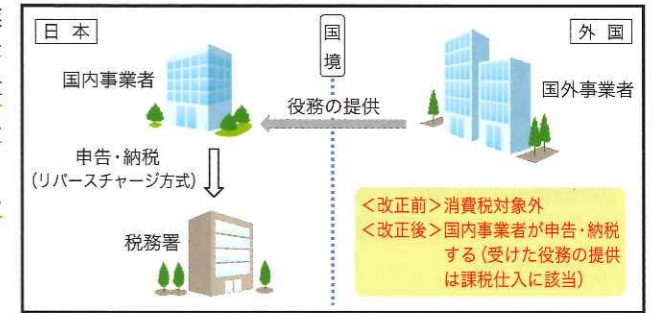
この改正は平成27年10月1日以後の取引から適用されます。



2. 課税方式の見直し⇒「リバースチャージ方式」の導入

国外事業者が行う電子商取引は、役務提供を受ける者が事業者に限られるものを事業者向け、それ以外を消費者向けに区分されます。そのうち事業者向けについて、役務提供を受けた国内事業者が申告・納税することに改正されました。これをリバースチャージ方式といいます。

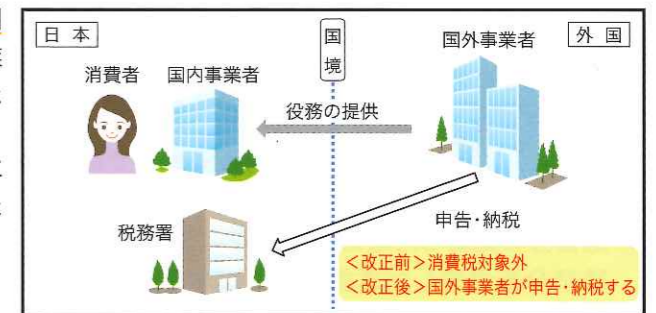
国外事業者は、役務提供の際に国内事業者にリバースチャージ方式の申告対象である旨をあらかじめ表示する必要があります。この改正は平成27年10月1日以後の取引から適用されます。



3. 国外事業者が行う消費者向け電子商取引の仕入税額控除制限

国外事業者が行う消費者向け電子商取引は、国外事業者が日本の税務署に申告・納税します。その国外事業者にも国内事業者と同様課税売上高が1千万円以下の免税制度の適用があります。

また、消費者向け電子商取引には、ホームページ等で事業者に販売しているが消費者からの申し込みを拒めない取引が含まれます。この場合、当分の間仕入税額控除は一定の制限があります。この改正は平成27年10月1日以後の取引から適用されます。



4. 登録国外事業者制度の創設

上記3のとおり、国外事業者が行う「消費者向け電子商取引」を国内事業者が受けた場合は、その国内事業者の仕入税額控除が制限されますが、登録国外事業者から提供を受けるものは仕入税額控除の対象になります。国外事業者が国内事業者の仕入税額控除の対象になる「消費者向け電子商取引」を行うためには、国外事業者は登録国外事業者になっておく必要があります。登録申請書の提出は平成27年7月1日から行うことができます。

5. 国外事業者が行う芸能・スポーツ等の消費税課税の見直し

国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務提供で、国外事業者が他の事業者に対し行うものを特定役務の提供とし、国外事業者が特定役務の提供を行った場合、国内事業者が申告・納税することに改正されました(リバースチャージ方式)。この改正は平成28年4月1日以後の取引から適用されます。

国際税務チーム 税理士 野呂 和代

「相続税入門」 知っておきたい 相続税 第3回 ～遺言～

相続対策は、相続税を節税することと同時に、相続争いを防ぐことも重要です。というのも、相続税の節税対策をしていても遺産分割がまとまらなければ、配偶者の税額軽減や小規模宅地の特例といった優遇税制が適用できなくなり、却って高い相続税を納めることになりかねないからです。相続争い防止策として遺言は有効な手段です。最終回は遺言について取り上げます。

① 種類

遺言の種類には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類があり、それぞれのメリット、デメリットは下表のとおりです。自筆証書遺言は紛失や未発見のリスクがあり、そうなる場合は相続争いを防ぐことはできません。秘密証書遺言は、公証人に手数料を支払っているにもかかわらず、要件不備で無効になるリスクがあります。従って、コストはかかりますが公正証書遺言が一番確実な方法といえます。

自筆証書遺言

秘密証書遺言

公正証書遺言

② 遺言書作成のポイント

- ① 「自宅は妻に相続させる、株式は長男に相続させる」という特定遺贈の形式で作成します。相続割合のみ定めた場合、具体的にどの財産を取得するかで争いが起こる可能性があります。
- ② すべての財産について遺言し、末尾に「その他一切の財産は〇〇に相続させる」という条項を加えておきます。そうすることで、遺産分割の対象になる財産をなくすことができます。
- ③ 家業の自社株式や不動産を特定の後継者に相続させたいときは、「会社を長男に承継するための真にやむを得ない措置であることを理解してください」といった付言事項を記載することで、他の相続人の理解を得やすくしておきます。
- ④ 受遺者が遺言の効力発生前に死亡したときに備えて、そのような場合には誰に相続させるかまで記載しておきます（補充遺贈）。
- ⑤ 遺留分に配慮した遺言書を作成する。遺留分を侵害した遺言書を作成すると、他の相続人から遺留分減殺請求を請求される可能性があります。

種類	メリット	デメリット
自筆証書遺言	① 作成が簡単 ② 内容を秘密にできる ③ 費用がほとんど不要	① 紛失や未発見リスクがある ② 要件不備で無効になる場合がある ③ 家庭裁判所での検認が必要である
秘密証書遺言	① 立会人を介して遺言作成の事実を明確にできる	① 要件不備で無効になる場合がある ② 公証人への手数料が必要である ③ 家庭裁判所での検認が必要である
公正証書遺言	① 紛失や偽造変造のリスクがない ② 要件不備で無効になる心配がない ③ 家庭裁判所での検認が不要である ④ 他の相続人の承諾の有無を問わず遺言内容の執行が可能である	① 手続きが煩雑である ② 公証人への手数料が必要である ③ 遺言の内容を秘密にできない

③ 遺言作成が望ましいケース

- ① 夫婦間に子供がなく、遺言者の兄弟姉妹が健在である場合
兄弟姉妹には遺留分がないので、「すべての財産を妻（夫）に相続させる」旨の遺言することで、遺産分割協議を経ることなく全財産を妻（夫）に相続させることができます。
- ② 配偶者はいないが、内縁関係者がいる場合
正式な婚姻をしていなければ相続人になれないので、遺言することで相続させることができます。
- ③ 同族会社のオーナーで、相続財産の構成が事業に関する財産に集中している場合
法定相続分で分割した場合に事業の承継が困難になる、という事態を避けることができます。

資産税チーム 税理士 増田 裕介

業界羅針盤

社会福祉法人制度の改革

1 社会福祉法人を取り巻く環境と課題

アベノミクス新・三本の矢では介護離職ゼロ目標が示されました。高齢化社会が進んでいる日本では、介護・福祉ニーズの高まりに対して社会福祉法人の役割が益々重要になっていますが、数々の課題も浮き彫りになっています。

- 一部の社会福祉法人における、理事による社会福祉法人の私物化、過大な役員報酬、不適切な会計処理による法人財産の私的流用
- 賃金水準が高くない介護労働者の慢性的な人手不足による福祉サービスの質の低下
- 社会福祉法人の内部留保が多額との指摘
(特別養護老人ホームの内部留保が1施設あたり平均3.1億円 日本経済新聞 平成23年7月)

社会福祉法人はもともと慈善・博愛の精神で民間が行っていた弱者救済に、国として社会福祉の公的責任を果たすために作られた制度です。従って、法人税や固定資産税は原則非課税である等の恩恵を受ける一方、剰余金の処分である配当が禁じられています。このように公益性・非営利性が強く求められる社会福祉法人は、上記の課題を解消するか、もしくは説明責任を果たす必要があります。

2 社会福祉法人制度の改革

今回の社会福祉法改正案(国会審議中)は、経営組織のガバナンスの強化・事業運営の透明性を向上させることを目的とした①社会福祉法人制度の改革と、②福祉人材の確保促進の2つに大きく分類されます。このうち社会福祉法人制度の改革は右表のとおり重要です。

項目	現状	改正案
(1) 経営組織のガバナンス強化	● 評議員会の設置が任意、かつ位置付けは諮問機関 ● 理事・監事等の権限・責任が不明確 ● 外部監査は推奨のみ	● 評議員会を必置化、議決機関化【A】 ● 理事・監事等の権限・責任を明確化 ● 一定規模以上(収益10億円以上又は負債額20億円以上)の法人への会計監査人設置義務化【B】
(2) 事業運営の透明性の向上	● 閲覧・公表対象の書類の開示範囲が財務諸表等限定的 ● 閲覧請求権者はサービス利用者希望者および利害関係者に限定	● 閲覧・公表対象の書類に役員区分ごとの報酬総額および役員報酬基準等を追加 ● 閲覧請求権者は国民
(3) 財務規律の強化	● 適正な役員報酬を担保する仕組みなし ● 取引の公正性や妥当性を担保する仕組みが不十分 ● 「内部留保」が明確化されていない	● 役員報酬基準の作成と公表、役員区分ごとの報酬総額の公表等義務付け ● 親族等関係者への特別の利益供与禁止、関連当事者取引に係る開示対象取引の範囲や取引額を拡大 ● 内部留保のうち余剰財産を明確化した上で、再投下可能な余剰財産がある法人に福祉サービスへの再投下計画作成を義務化(公認会計士・税理士等の意見聴取要)【C】

3 社会福祉法改正への対応

②の改革により①の課題解消が期待される一方で、法人によっては準備に頭を悩ませる項目や早急な対応が望まれる項目があります。

- 【A】 評議員会は定款変更や役員等選解任権等を持つ重要な機関であるため、評議員は役職員との兼任や役員親族の就任が禁止され、かつ理事又は理事会が評議員を選解任する旨の定款の定めは無効とされている。このような制約の中、実務上評議員候補を探すことは相当に困難であると予想される。
- 【B】 会計監査人設置が義務付けられる社会福祉法人は、監査への対応に向けて内部管理体制の構築に速やかに着手する必要がある。なお、会計監査人設置対象法人は段階的に対象範囲を拡大すべきとも意見されている。
- 【C】 内部留保のうち余剰財産の再投下計画は、福祉サービスの質を向上させるべく、施設の改修や新規事業への進出、より低額な料金による福祉サービスの充実や人件費への充当等、様々な角度から検討する必要がある。

社会福祉法人は地域に開かれた存在となることが期待されていますが、我々国民には特殊な存在と敬遠せず、地域全体で福祉を支えていく姿勢が求められています。

公認会計士 市田 知史

Topics ふるさと納税制度の拡充

1. ふるさと納税とは

ふるさと納税は、都道府県または市区町村に寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分の一定額について、所得税（所得控除）および住民税（税額控除）から控除できる制度です。
 (注) 所得控除は課税所得を少なくする計算、税額控除は直接税金を少なくする計算です。

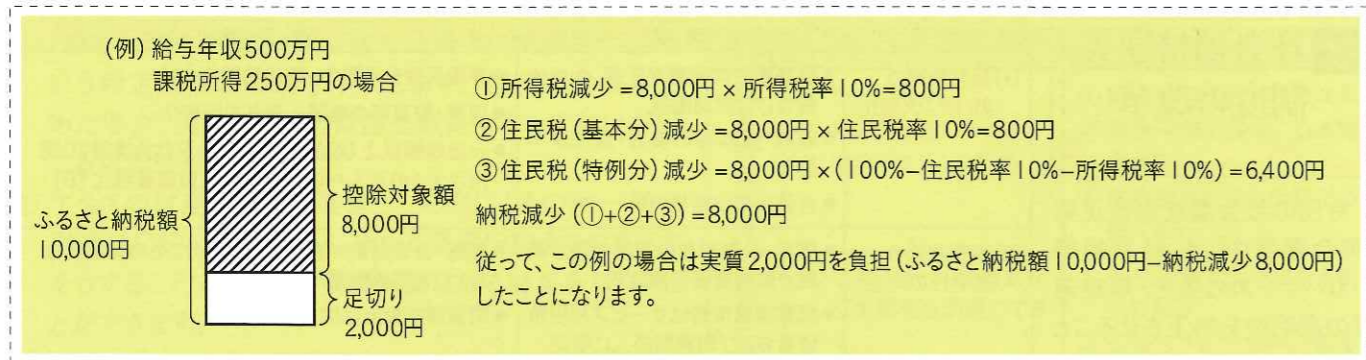


2. ふるさと納税枠(控除上限額)の拡大

A ふるさと納税の控除額の計算は次のとおりです。

- ① 所得税 ……「ふるさと納税額-2千円」を所得控除 (所得控除額 × 所得税率 = 所得税減少)
- ② 住民税 (基本分) …「ふるさと納税額-2千円」×10% を税額控除
- ③ 住民税 (特例分) …「ふるさと納税額-2千円」×(100%-10% (基本分)-所得税率)

→ふるさと納税額のうち2千円を超える部分について、①および②で控除できなかった額を③により全額控除 (所得割額の2割 ※) を限度 ※) 改正前は1割、平成27年1月1日以後の寄附から2割に拡大されました。



B ふるさと納税額のうち2千円を超える部分の全額が控除できるふるさと納税枠の目安

給与所得者の場合
給与収入のみ、かつ、住宅ローン控除を受けていない人のケース

(単位:円)

給与 年収	ふるさと納税をした人の家族構成		
	独身	夫婦	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
300万円	31,000	23,000	4,000
500万円	67,000	59,000	33,000
700万円	118,000	108,000	75,000
1,000万円	188,000	179,000	157,000
1,500万円	394,000	382,000	355,000

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度 (平成27年4月1日以後の寄附から適用)

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられるワンストップ特例制度が創設されました。この特例制度の申請書の提出期限は寄附した翌年の1月10日ですが、ワンストップ特例を申請した人が医療費控除等他の要件で確定申告を行う場合、ワンストップ特例は無効になるため、確定申告でふるさと納税の申告が必要になります。

4. ポイント&カタログ制ポータルサイト

ふるさと納税をすると、自治体によってはお礼として各地方の特産品を送ってきます。最近では、ポイントを貯めて後で欲しいものをカタログの中から選ぶ「ポイント&カタログ制」を採用する自治体が増えています。これらの自治体をまとめて紹介しているサイト (ふるぽ) もあるので、ふるさと納税に興味がある方は覗いてみてください。

税理士 中村 洋平

ワンポイントアドバイス 所得拡大促進税制 (法人の場合)

この制度は、青色申告書を提出している法人が一定の要件を満たした場合に、法人税から一定額を税額控除できるものです。税額控除なので法人税から直接差引くことができます。適用期限は現在のところ平成30年3月31日までに開始する事業年度 (通常平成31年2月期まで) です。

どの程度税額控除できるかのイメージですが、例えば、使用人給与 (賞与を含む) が当期150万円、基準年度 (平成25年3月期から平成26年2月期) 140万円、法人税年間100万円の場合、法人税の税額控除額は10万円 (別途地方税2万円) となります。

この制度は、適用できるか否かの「3要件の判定」が大変面倒であり、経産省の調査でも「知っていたが利用せず」の割合が全体の39.1%を占めています。

そのような法人向けのワンポイントアドバイスは、「3要件の判定」のうち比較的簡単に計算できる2要件を判定してみることです。その2要件とは、①当期の給与支給額が前期以上であるか (前期より少なければその時点で適用なし)、②当期の給与支給額の増加割合が基準年度に比べ2%以上か (当期が平成27年4月1日以後開始の場合は3%、①が○でも②が×なら適用なし) の2つです。

最終的には、国内雇用者の範囲や継続雇用者の範囲、月別支給対象者数の計算など、越えねばならないハードルがいくつもありますが、まずは上記の2要件で適用の可能性を計ってください。

税理士 村尾 泰典

「その問題、
経済学で解決できます。」

ウリ・ニーゼー / ジョン・A・リスト 著
東洋経済新報社

ほん

本書は、数年前に経済学書としては異例のベストセラーとなった「ヤバイ経済学」の著者ステイブン・レヴィットが「天才」と絶賛する二人の経済学者による共著です。

人が人を差別するのは本当はなぜなのか? どうすれば子どもは勉強するようになるだろうか? 恵まれない子に寄付してもらおうには? 社員の生産性を上げるためのインセンティブは?

著者は様々な社会問題について、既存のデータを分析する従来の手法ではなく、人間を相手に (しかも当人たちに気づかれずに) 実地実験を行うというアプローチで原因と解決策を探っていきます。すなわち、人はインセンティブで動くが、それだけで全てが決まるのではなく、結局は自分が得をするようにしか動かない。ならば、人の行動に見られるこの特徴を利用して、世界をより良い場所にできないだろうか。というのが彼らのチャレンジです。

問題が見つかったら対象を決め、やり方を決めて、ランダム化実験を行う。この手法は医療やテクノロジーの世界では当然ですが、経営や政治の分野においては彼らの発想は画期的でした。社会問題だけでなく、サービスや価格に焦点をあてた実地実験や効率的なDMの回収実験など、経営者にとって興味深い実験が紹介されており、問題解決の一助となる一冊です。

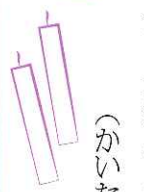
「実地実験を行い、対照結果と比べる」という文化を持っていく企業こそが生き残るといふことを経営者に知ってほしいと、本書は説いています。

田中 千草



正月に向けて部屋の片づけをしていたところ、東日本大震災(2011年)後に買った保存食品の期限が切れてしまった。震災発生から5年が経とうとしている。当時を振り返ると、現地の交通網は寸断され、食料や水、電気、ガス、ガソリン等の生活必需品が手に入らなくなった。今なお避難生活を余儀なくされている方を思うと、「喉元過ぎれば」というタイトルは申し訳ないが、普段どおりの生活ができていないと徐々に災害への備えを忘れてしまう。

その2年前(2009年)には新型インフルエンザが流行し、そのときはパンデミックに備えてマスクや缶詰、乾麺等を買って入れた。食料品は使ったら補充するよう心掛けていたつもりだったが、いつの間にか忘れていた。



(かいたて)

「喉元過ぎれば」



今から20年前(1995年)には阪神大震災が発生した。これは自然災害であるが、人為的事件としてその2か月後には地下鉄サリン事件が起きた。さらに約20年前(1974-5年)には連続企業爆破事件があった。現在頻発しているIS(イスラム国)によるテロ事件がなかった頃のことである。

非常時の心得として、食料品の備蓄は地震対策なら3日分が目安だが、パンデミックに備えるためには2週間程度必要といわれている。子供が成長した我が家では、各行政機関から紹介されている、緊急避難時の持出し品リストや、数日間を自足するための備蓄品リストを基に再点検して、今気が付いた。全然足りない。

グローバルスタンダード 女性の活躍

当フォーラム61号(2014年5月号)において、「女性の活用—企業の女性活用に向けて—」と題し記事を掲載しましたが、2015年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布され、300人超の労働者を抱える企業に対し、女性活用に関する情報開示が求められることになりました。

日本は少子化と高齢化によって若年層の労働人口が減少しており、もっと女性の力を活用しなければ経済成長の維持が困難です。近年は、女性を積極的に登用し、女性ならではの視点やアイデアを活用して業績を上げる企業が増えてきました。しかし、国際的には日本は女性の活用がまだまだ遅れています。

内閣府の統計によると、日本は女性の管理職比率が11.9%と諸外国に比べ非常に低く、その理由としては、日本に終身雇用制度が定着していることや、子どもを持つ女性が管理職とし



女性管理職比率は、組織の管理職全体に占める女性の割合です。
出所：内閣府「雇用と所得の増大に向けて」(平成25年2月5日)

て働くことに対する理解が深まっていないこと、管理職になることをあえて選択しない女性がいることなどが挙げられます。

女性を管理職に登用し、女性が活躍する場を拡げていくためには、女性管理職を育てる体制や、働き方の多様性に対する理解をもっと深めていく必要があります。また、女性が管理職になるためのキャリアを十分に積むためには、男性の育児休暇取得率を上昇させるなど、男性の働き方も見直す必要があります。

今後もっと女性の活躍の場が拡がり、日本経済がより活性化することを願います。

公認会計士 川島 昌人



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
http://www.nakano-cpa.com/

発行人 中野 雄介

表紙写真
日の出と干支
「実行」